

会 議 録

会議名	令和５年度第１回東浦町障害者計画等推進委員会	
開催日時	令和５年８月２２日（火） 午後１時３０分から３時０５分まで	
開催場所	東浦町役場３階 合同委員会室	
出席者	委員	加藤恵氏、成田里佳氏、清水明史氏、藤浦ひろ子氏、小野嘉久氏、恒川渉氏、山崎紀恵子氏、榊原和浩氏、清水千鶴氏、間瀬啓太氏、加藤由美子氏、蟹江毅弘氏、新屋一郎氏、中島修一氏
	事務局	鈴木健康福祉部長、青木児童課長、小田健康課長、鈴木社会福祉協議会地域福祉係長、瀬之口学校教育課統括課長補佐兼指導主事、三浦障がい支援課長、笹俣障がい支援課長補佐兼障がい支援係長、障がい支援課黒田主査、丸山主査、東浦町障がい者相談支援センター山田相談員
欠席者	１名	
議題	（１）第３期東浦町障害者計画、第６期東浦町障害福祉計画及び第２期東浦町障害児福祉計画の推進状況について （２）第４期東浦町障害者計画、第７期東浦町障害福祉計画及び第３期東浦町障害児福祉計画の策定について	
傍聴者の数	０名	
審議内容	１ あいさつ ◆健康福祉部長 （あいさつ） ２ 東浦町障害者計画等推進委員会について ◆事務局 本年度、第４期東浦町障害者計画、第７期東浦町障害福祉計画及び第３期東浦町障害児福祉計画の策定をするに当たり、計画の策定及び推進に関する事項について調査審議をしていただく機関として、「東浦町附属機関設置条例」に基づき、「東浦町障害者計画等推進委員会」を設置している。 （１）委員の委嘱・自己紹介 ◆事務局 委員の委嘱は、事前配布にて交付とさせていただいた。 ◇委員 （自己紹介）	

	(2) 委員長、副委員長の選出 ◆事務局 委員長及び副委員長の選出は、「東浦町障害者計画等推進委員会運営規則」の第4条第2項の規定により、「委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。」となっている。 ◇委員 小野委員を推薦する。 ◇各委員 異議なし。(拍手多数) ◇委員長 副委員長の選出は、委員長が間瀬委員を指名。 2 議題 (1) 第3期東浦町障害者計画、第6期東浦町障害福祉計画及び第2期東浦町障害児福祉計画の推進状況について ◆事務局 資料1 令和3年3月に策定した「東浦町障がい者いきいきライフプラン」の「第1部計画の策定にあたって」の6ページから17ページまでの各表の抜粋。主な変更点は、各表における手帳所持者数、各状況等の令和5年4月1日現在の数値を追加。 現状としては、身体障害者手帳者数は減少し、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は、増加傾向。精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、発達障がいのある人は増加し、20～30歳代が多い。また、精神障害者保健福祉手帳者数の増加に伴い、精神障害者医療も年々増加。 資料2 障害者計画の進捗状況表。個々の目標と施策の内容と、「令和4年度の実施」及び「令和5年度の実施予定」をまとめたもの。 基本目標1 安心安全な生活環境の整備 施策分野(1) 安心安全な生活環境の整備 関係各課でユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備に取り組んでいる。 施策分野(2) 移動しやすい環境の整備 来年度の町運行バス「う・ら・ら」のダイヤ改正で車いす等の利用者が乗車できるように検討予定。 施策分野(3) アクセシビリティの向上
--	--

	「2 関係機関と連携して、障がいのある人の地域生活が向上するように情報内容の充実を図ります。」に対し、「医療的ケアや病気のあるこどものためのガイドブック」及び「放課後等デイサービスガイドブック」を更新し、関係者等に配布。「放課後等デイサービスガイドブック」は、町内だけでなく町外の事業所の情報も掲載し、利用が進むようにした。 施策分野（4） 防災・防犯等の推進 令和5年度に福祉専門職の協力のもと、ハザードマップの危険区域に在住の希望された方の個別避難計画を作成予定。また、当事者の個別避難計画の作成をもとに、避難訓練や研修等を検討予定。 基本目標2 差別解消及び権利擁護の推進 施策分野（1） 障がいを理由とする差別の解消 令和4年度は「発達障がいに関する講演会」を開催。課題は、関係者が支援するにあたり、障がい特性について、理解を深める研修等を行う必要があること。 施策分野（2） 権利擁護の推進 成年後見制度利用促進事業や自立支援協議会を通じ、知多地域権利擁護支援センターや関係機関と連携し、利用促進や普及啓発を行った。また、施設従事者向けの虐待防止研修を継続実施する。 基本目標3 自立した生活支援の推進 施策分野（1） 相談支援体制の充実 「障がい者支援センター」の令和4年度の相談者数は、延べ1,330人、延べ5,869件。切れ目のない支援ができるために、相談機関へ繋げ、学校や教育機関とも連携している。 施策分野（2） 意思決定支援の推進 手話奉仕員養成講座（基礎編・入門編）を開催。10月からの入門編は、夜間に開催予定。 施策分野（3） 福祉サービスの充実 令和5年5月に日常生活用具の給付品目に非常用電源やバッテリー等の補助を追加。 施策分野（4） 地域包括ケアシステムの構築 重層的支援体制整備のために、関係機関との地域ケア会議等の話し合いや研修に参加。課題は、障がい特性や年齢等に関係なく、地域での居場所や相談など包括的な体制づくりが必要。 基本目標4 障がいのある子どもに対する支援の充実 施策分野（1） 早期からの相談支援体制の整備 妊産婦健診や乳幼児健診、新生児聴覚検査等において、対象児の把握に努め、随時、育児相談等を実施。適切な指導・支援をするために関係各課及び関係機関と連携を図る。 施策分野（2） 発達支援の体制整備 児童発達支援センターは、令和5年5月設置された。運営の母体は社会福祉法人になるため、連携して療育支援ができるように
--	--

	します。また、令和5年度に、らっこの会の一部で、「子供の育ちを支える力」を向上させることを目的とした「ペアレントプログラム」を実施予定。 施策分野（３） 医療的ケアが必要な子ども等への包括的支援 自立支援協議会の医療的ケア児等支援ワーキングを行い、災害時の電源確保に関するガイドブックを作成し、保育園等への看護師派遣制度について検討している。 施策分野（４） 特性に応じた教育の推進生活支援の充実 特別支援教育推進協議会主催の研修会や県主催の特別支援コーディネーター研修会の伝達講習を行い、教職員の資質向上を図る。特別支援学校の行う巡回相談や事例検討会を行い、障がいを抱える児童生徒の理解に努める。 基本目標５ 社会参加の促進 施策分野（１） 社会参加への支援 衣浦定住自立圏連携協定に基づき、地域活動支援センターの広域利用を協議している。 施策分野（２） 文化芸術活動・スポーツ等の振興 町内福祉事業所利用者による「ひがしうら作品展」を発達障がい講演会と同時に開催予定。 施策分野（３） 就労支援・定着支援の充実 自立支援協議会働く場所開拓ワーキングで、農家と事業所とのマッチングを行い、農福連携に取り組む。 資料３ 第６期東浦町障害福祉計画及び第２期東浦町障害児福祉計画の進捗状況について 「東浦町障害者いきいきライフプラン」の「第３部 障害福祉計画・障害児福祉計画」の「第３章」の抜粋。 １ 福祉施設入所者の地域生活への移行 令和５年３月末現在の施設入所者数は２４人、地域生活移行者数は０人。施設入所者数の推移は、横ばいの状況。 施設入所者の多くが重度化、高齢化しており、なかなか地域移行が進まない。 ２ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 東浦町障がい者自立支援協議会の「精神障がい地域生活ワーキング」で検討を重ねている。 令和４年度の精神障害者の地域移行支援利用者数は３人、共同生活援助は１４人と着実に増加。自立生活援助は、０人のため今後の課題となっている。 ４ 福祉施設から一般就労への移行等 一般就労への移行者数は、令和４末時点で１２名が一般就労へ移行。今後も、地域において就労の意欲がある方を拾い上げる相談支援機能と、サービスを通じて訓練をし、就労へ送り出す支援体
--	---

	制が不可欠。 就労移行支援事業の一般就労への移行者数、就労継続支援A型及びB型事業の一般就労への移行者数は、令和3年度からは着実に増加。 就労定着支援事業の利用者数も、就労移行支援事業所と相談支援との連携もとれており、着実に増加。 就労定着支援事業の就労定着率については、町内に就労定着支援事業所がないため、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合はない。 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 (1) 訪問系サービス 「居宅介護」「行動援護」は、令和3年度から利用時間が減少しているが、新型コロナウイルスの影響で利用を控えたため。 「同行援護」の利用時間はおおむね目標どおりと見込まれる。 「重度訪問介護」は、新規で1名の利用があった。 「重度障害者等包括支援」は、現在利用者はいない。 (2) 日中活動系サービス 「生活介護」は、毎年利用時間が増加しているが、町内事業所は、どこも定員が一杯の状況で来年度以降の卒業生の受け入れ先の確保が課題であるため、自立支援協議会のワーキンググループで関係事業所と協議している。 「自立訓練（機能訓練）」は、令和2年度から利用者がなかった。 「就労移行支援」は、町内に事業所がないため、近隣市町や名古屋市の事業所を利用している。 「就労継続支援（A型）」は、町内に事業所がなく、近隣の市町や名古屋市内の事業所を利用している。令和4年度利用人数は22人。 「就労継続支援（B型）」は、新規利用者等により、毎年増加傾向。 「療養介護」は、4名が利用していたが、1名が亡くなったため減少。 (3) 居住系サービス 「共同生活援助（グループホーム）」は、家族との生活から一人暮らしに移行した方や、長期入院から地域移行する方によって増加。ニーズは多くあるが、資源が限られており、利用に至っていない方が多くいる。 (4) 相談支援 「計画相談支援」は、福祉サービス利用増加に伴い、計画相談件数も増加。今後は、セルフプランの方に対しても、順次サービス利用計画が作成できるようにしたいと考えているが、町内でサービス利用計画を作成できる事業所は4か所あるものの、まだ相談員が不足している。
--	--

	「地域移行支援」「地域定着支援」は、利用者も増加し、今後も増加傾向になると考えられる。 (6) 障害児通所支援 児童発達支援、放課後等デイサービスともに利用日数が増加。コロナの影響で落ち込んでいた利用が回復してきたことが大きな要因。また、今まで利用がなかった保育所等訪問支援が令和4年度に初めて利用につながった。 「障がい児支援の提供体制の整備」では、令和5年5月から児童発達支援センターが開所された。 (8) 移動支援事業・(10) 日中一時支援事業 新型コロナウイルスの影響で、令和2年度から利用時間数が減少していたが、令和4年度から徐々に増加。 (9) 地域活動支援センター事業 東浦町社会福祉協議会へ委託して事業を行っている。利用者数も増加し、精神障がいの方の日中活動の場所として重要な役割を担っている。 議題(2) 第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について ◆事務局 計画の策定に当たり、アンケート調査の結果や計画策定の目的、策定スケジュールなどについて説明。 議題ア アンケート結果について(資料4) 本計画策定に向け、障害のある人の生活実態を把握し計画策定の基礎資料にすることを目的に、昨年度3月に身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している町内の在宅で生活をしている1,000人を対象にアンケート調査を実施。 564人の回答(回収率56.4%)、前回の計画時の回収率が56.6%と、ほぼ同じ程度の回収率。 アンケート結果の一部を報告。 問3「年齢」は40歳以上64歳以下の方が33.9%と最も多い。 問4で、親族と同居している方が多く、問11では、一人暮らしの方が、11%。 問13「地域で生活するためにはどのような支援があればよいと思いますか？」に対し、1番多かったのは「経済的な負担の軽減」で、約半数、次に多いのは「必要な在宅サービスが適切に利用できること」。 問16「外出するときに困ること」に対し、「公共交通機関が少ない」「困った時にどうすればよいのか心配」などが多かった。 問17「平日の日中の過ごし方」では、31.7%は「自宅」、24.1%は「職場」。 問19「障害者の就労支援として必要なこと」では、重複回答もあるが、「職場の障害者理解」や「職場の上司や同僚に障害の理
--	--

	解があること」を挙げている方が大部分を占めている。 問 30「障害者差別」に対し、差別を受けたり見たりしたことがある方は 16%。 問 31「差別を受けたり嫌な思いをした場所」は、「学校や職場」、次いで「外出先」。 問 33 「虐待防止法を知っていますか」については、6 割の方が「知らない」と回答。 問 34「虐待を見たり聞いたりしたこと」については 12.6%が「ある」と回答、問 35 の「場所」については、「障害者施設」や「職場」。問 36 では 33.8%が、「誰にも相談していない。」と回答。 問 38「障害者虐待防止センター」については、84.2%が「知らない」と回答、前回調査より、0.7%の減少。 問 40「災害時に一人で避難できるか」については、29.3%が、「避難できない」と回答。問 41「近所で助けてくれる人」は 37.4%がいないと回答。 議題イ 策定スケジュール（資料 5） 今後、町内の障害福祉サービスを提供している事業所を対象とした関係団体等ヒアリングを実施。 その後、計画の素案の作成作業に入り、10 月 24 日の第 2 回委員会の前には、素案を提示し、委員会で意見の集約を行いたい。 計画案ができたなら、パブリックコメントを行い、住民の意見も反映する。 2 月 27 日に開催予定の第 3 回委員会には、計画の最終確定を行い、3 月下旬に完成予定。 議題ウ 「東浦町障がい者いきいきライフプラン」について 資料 6 国の示す第 5 次障害者基本計画の概要及び基本指針、活動指標等。 国は、直近の障害保健福祉施策の動向を踏まえ、愛知県や市町村が、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画を作成するにあたり、即すべき事項を定めるため、改正を行っている。 4 成果目標の新規事項 ③「地域生活支援の充実」 強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。 ⑥「相談支援体制の充実・強化等」 基幹相談支援センターの設置、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等。本町では、基幹相談支援センターは設置済みのため、個別事例検討を通じて課題の抽出を行い、より質の高い支援を目指す。 5 活動指標
--	--

	① 「施設入所者の地域生活への移行等」 障害者本人が働き方について良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性にあった選択を支援する新しいサービス「就労選択支援」が、令和7年度から開始。 資料7 1 計画策定の目的 東浦町障がい者いきいきライフプランは、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「市町村障害福祉計画」、及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」の3つの計画を一体的に策定するものであり、東浦町における障害者施策に関する基本的な方向性と具体的な施策、障害福祉サービスを実施・提供するための考え方や成果目標などを定めたもので、障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付けられるもの。 本町では、「障害者計画」が改定年度を迎え、今後も、3つの計画を一体的に策定して、障がい者福祉の推進に取り組みたいと考えている。 次期計画である「第4期東浦町障害者計画」は、令和6年から8年度までの3か年を一体的に策定し、基本理念は、現行計画を引継ぐ方向で検討している。 また、基本目標や具体的な施策については、「国の第5次障害者基本計画」に即し、修正をする。 エ 関係団体等のヒアリングについて（資料8） 計画を策定していくうえで重要となる障害福祉サービスの提供事業所の施設整備計画について、ヒアリングを行う。町内各事業所を対象に実施し、各事業所がこれからどのような事業をどのように計画するのかお聞きする。 各事業所が事業を行う中で、利用者が困っていることや、事業者として困っていることなどについてもお尋ねし、事業所側から見える課題等もお伺いしたい。 聴取方法はメール、複数事業を実施する法人へは、代表する事業所あてに、単独事業のみを実施している事業者の方へは当該事業所のメールアドレスあてに8月下旬送り、回答期限は9月15日（金）の予定。 （質疑応答） ◇委員 アンケート問13「地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思うか」に対し、「経済的な負担の軽減」が多かった。
--	--

	その他の意見は。町として今後考えられることはあるか。 ◆事務局 その他の意見は、同居家族の理解などもあった。 現在、在宅の方に対し、障害者手当等を扶助しているが、今後の対応についてはまだ考えていない。 ◇委員 アンケート問 38「虐待防止センター」は、障がい支援課が窓口であるが、そのことについて、知らない人が多い。問 35「どこで聞いたり見たりしたか」について障害者施設が多かった。虐待に関する窓口や説明について、どこに通報や相談をするといいのか、施設職員は知っているのか。 ◇委員 当施設では、虐待対応のフローチャートを作成して周知している。虐待防止推進会議で確認している。虐待の通報については、利用者の市町へと職員に周知している。 ◇委員 虐待通報者の秘密保持をすることについて、明示されているか。 ◇委員 通報者の秘密保持についても、フローチャートの更新毎に事業所内で掲示している。 ◇委員 各施設で虐待防止委員会を設置し、フローチャートを作成し、毎月虐待に関する研修をしており、町障がい支援課に相談したこともある。通報については、施設の管理者ら行うが、直接職員が町に通報するという手段もあると周知している。 ◇委員 職員に虐待について伝えている。グループホームでは、虐待と訴えられないためにどうすればいいのかを伝え、毎日けがやあざなどのチェックをし、家族に伝えている。 ◇委員 生活介護を運営しているが、特別支援学校の卒業をしたら就労継続支援事業B型のほうが人気だと聞いている。 生活介護の利用者がグループホームに3～4人行くこともあり、新たに生活介護を利用する人がいない。 学校を卒業する人は働きたいと思っている。意見を聞きたい。
--	--

	◇委員 特別支援学校卒業後の進路として、一般雇用や給与がいただけ、社会生活が送れる事業所を希望する人が多い。生徒一人ひとりにあった進路選択に努めている。 ◇委員 ネット 119 とはどのようなものか。 ◆事務局 聴覚に障がいのある方などが、救急車を呼ぶためにスマホで事前登録して消防署に連絡できるシステム。2年ほど前から始まっている。スマホの設定などが変更したら、消防署での登録手続きが必要。 ◇委員長 先日の台風7号の時に避難所が開設していたが、避難者は何名いたか。 ◆事務局 各コミュニティセンターに避難所開設したが、避難者はいなかった。 ◇委員 手話奉仕員養成講座の修了者は、その後どう活動するのか。 ◆事務局 手話奉仕員養成講座の入門編と基礎編の修了者は、手話サークルに参加している人もいる。手話の獲得は難しく、すぐにボランティアや仕事として従事することはないが、県の手話奉仕員フォローアップ研修に参加できるよう案内している。まずは手話に親しんでいただく。 ◇委員 日中一時支援が定員で入れないと聞く。町外の事業所を利用できるのか。 就労継続支援B型事業所で日中一時支援を受けることはできるのか。 ◆事務局 日中一時の事業所登録が必要。町外も利用できる。登録事業者一覧があるので、お渡しすることはできる。 就労継続支援B型事業所が日中一時支援の事業者登録がないと
--	--

	利用できない。事業所登録は、事業所から町へ申請を出し、登録申請を行う。 ◇委員 地域の小中学校の資質向上も高める必要がある、工夫していることは。 課題として医療的ケアのある児童について、どう取り組んでいくのか。 ◆事務局 特別支援教育推進協議会で特別支援通級指導教室の先生（特別支援コーディネーター）を集めて研修を行っている。通常の学級の先生も現場で困っていることを共有している。大学から講師を招いて研修も行い、代表の特別支援コーディネーターに用研修を受けていただき、その伝達研修をしている。令和4年度は、ふくし課や障がい支援課が講師で研修をしている。 医療的ケアについては、医療的ケア児支援コーディネーターが講師で、特別支援教育の先生が研修を受け、学校で取り上げてもらっている。 ◇委員 通常学級のすべての教員へ障がいのある児に対する理解を進めてほしい。 ◇委員 難聴児支援について、千種聾学校の分校は開校したと思う。「ろう学校」と表記しているが、ひらがな表記でよいか。 ◆事務局 令和5年度に千種聾学校ひがしうら分校が開校し、本町では小学部は通っていないが、幼稚部に2名通っている。「ろう学校」と表記については確認する。 ◇委員 医療的ケア児に対し、連携はできているのか。情報共有や就学希望の方への動きは。 ◆事務局 地元の小学校を見学したうえで、特別支援学級か特別支援学校について、指導主事も同席し、対象者の把握をしている。令和5年の就学相談では、今のところ地元の小学校ではなく、特別支援学校への希望となっている。11月の東浦町教育支援委員会に向けて、保育園等と連携して準備をしている。
--	--

	◇委員 住宅改修の利用がない。精神科病院の長期入院の方の中ではADLが低下し、車いすや手すりが必要な人がいる。身体障がいのある方だけでなく、精神障がいのある方も利用できるといいか。 アンケートより、地域で生活するために「経済的負担の軽減」があるといいとの回答が多い。タクシーの助成の対象が、精神保健福祉手帳1級は対象であるが、2級相当の方も計画に入れてほしい。 ◇委員 肢体不自由児や、医療的ケアが必要な方の移行について、アセスメントしており、児童発達支援事業所で、いろんなお子さんがいる中、安全に療育ができるのか、配慮して受入れている。個々に合わせた対応に努めている。 ◇委員 相談支援が右肩上がりに増加している。これまでの取組は。今後どうしたいのか。 ◆事務局 令和5年度も同様に増加すると思う。重層的支援体制整備事業を開始し、高齢者、子どもも含め、町内相談支援事業所と包括的に連携している。今後も連携は重要になる。 ◇委員 「特別支援教育の充実」では、課題の書きぶりが違うところがあるため、ひな形をつくるといいか。 今の小学校の定員は35人学級か。 ◆事務局 愛知県では小学校6年生のみ40人学級。 ◇委員 本町は教員の負担軽減のため、支援員が入っており、他市町ではあまりないが、まだ不十分か。 もっと力を入れていくという書き方をするのはどうか。できているところはある。担任1人では難しい。支援員を入れてやっていることも内容に入れてもらおうとありがたい。 虐待については、知らないうちに言葉使いが強くなることもある。それぞれの職場で、全員で気を付けなければいけないと思う。 ◇委員 緊急一時支援について記載がない。地域支援事業の中に記載さ
--	--

	れるといいか。 保護者の就労について読み取れるところがあり、増えると思う。放課後等デイサービスの強化などの検討が必要。将来の見通しが不安と読み取れるところがある。適切な情報提供の場が必要。半田市では、ガイダンスや説明会をし、生活介護には、その良さ、交流、就労活動もあると伝えている。 早期療育の必要性では、児童発達支援センターができ、その役割分担の明確化ができるといい。事後フォロー教室や母子療育も大切。家族機能の低下の支援が必要。 重層的支援体制整備やこども家庭支援センターとの連携も大きく出すといい。 15～18歳の中学卒業後の引きこもりについては、最大の課題。発達障がいをお持ちの方もいる。学校教育課との連携があるといい。 ◆事務局 その他計画に関する意見要望は、9月22日までに障がい支援課まで提出。 次回委員会は10月24日午前。 (閉会)
--	--

